

国の行政機関のホームページにおける バリアフリートイレの性別表示について —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん及び回答—

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：曾根 理之 弁護士）に諮り、同会議の意見を踏まえ、令和 3 年 12 月 8 日付けで、北海道内の国の行政機関（20 機関）に対し、ホームページにおいてバリアフリートイレの性別表示を行うようあっせんしました。

このあっせんに対し、国の行政機関（20 機関）から、改善に向けた取組状況について回答がありましたので、公表します。

なお、上記あっせんの同日付けで、北海道及び道内の全市町村に対し、今後のホームページにおけるバリアフリートイレの性別表示についての参考としていただくよう、あっせん内容を連絡しています。

【端緒となった行政相談の要旨】

国の行政機関等の公共施設のホームページにおいて、当該施設に設置されているバリアフリートイレが男女共用であるか否かが明確に表示されていないため、介助等により異性同伴で使用する場合等に、事前に使用できるか否かを確認することが困難となっている。このことは、障害者等にとって障壁となっているため、ホームページにおいて、バリアフリートイレが男女共用又は男女別のいずれであるかを分かりやすく表示してほしい。

制 度 の 概 要

- 車椅子使用者用便房にオストメイト用設備や乳幼児用設備を付加した便房を多機能便房といい、障害者等が利用するこれらの各種便房を総称して、「バリアフリートイレ（高齢者障害者等用便房）」という。
- ホームページにおけるバリアフリートイレの性別表示（男女共用、男性用又は女性用である旨の表示）については、法令等による義務付けはなく、現状として、施設設置管理者にその要否の判断及び実施が委ねられている。
- 一方、トイレ付近に設置される表示板（標識）については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和3年3月国土交通省住宅局建築指導課）において、次のような性別表示に関する留意点が示されている。
 - ・ 男女が共用できる位置に設けた便所・便房の表示板等には、男女共用であることを文字や図記号等により、分かりやすく示すことが望ましい。
 - ・ 障害の有無等が見えにくい・分かりにくい発達障害等では、異性の保護者や同伴者が、男女共用の便所・便房や広めのスペースのある車椅子使用者用便房に同行することに、他の利用者からの理解が得にくいことがある。そのため、男女共用の便所・便房においては、「男女共用であること」をピクトグラム等で分かりやすく示す必要がある。

当 局 の 調 査 結 果

相談者から申出のあった公共施設のうち、北海道内に事務所が所在し、かつ、国民の来訪が想定される相談窓口等を有する国の行政機関（ブロック機関等）のホームページにおけるバリアフリートイレの性別表示の状況について調査した結果、次頁の表のとおり、性別表示されている機関はなかった（令和3年9月30日現在）。

なお、当該ブロック機関等のホームページとは別に開設しているブロック機関等の出先機関のホームページにおいては、性別表示されている例がみられた（1機関のみ男性用である旨表示）。

一方、道外に所在する国の行政機関等のホームページにおいては、男女別のみならず、男女共用のバリアフリートイレについても性別表示されている例がみられた。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 行政機関等のホームページにおいてバリアフリートイレの性別表示がないことにより、バリアフリートイレを使用しようとする者が事前に男女共用又は男女別であることを確認できない状況となっているため、分かりやすく表示することが望ましい。
- ② 今後、自分自身が車椅子を使用するようになった場合を想定すると、初めて施設を訪れる場合などには、バリアフリートイレを使用できるか否かが不安になると思うため、ホームページにおいて一目で分かるように性別表示されることにより、事前に安心感を得られるのではないか。
- ③ ホームページにおけるバリアフリートイレの性別表示については、法令等に義務付けられていないものの、誰もが参加できる社会を目指していく中で、申出要旨に沿って、国の行政機関が率先して取り組み、将来的には民間の施設にも波及させていこうとする流れができるとよい。
- ④ 性別表示については、男女共用又は男女別である旨が明確となり、かつ、統一された方法により行われることが望ましい。



国の行政機関（20 機関）に対するあっせんの要旨

関係行政機関は、バリアフリートイレを使用する者の利便性の向上等の観点から、出先機関を含め、次の措置を講じる必要がある。

- ① 各行政機関のホームページにおいて、庁舎に設置されているバリアフリートイレの性別（男女共用、男性用又は女性用）を文字で記載するなどにより、分かりやすく表示すること
- ② 合同庁舎などに複数の官署が入居する場合においては、官署間で調整を図り、ホームページにおけるバリアフリートイレの性別表示が統一されたものとなるよう努めること
- ③ 今後、庁舎内でバリアフリートイレが新設等される場合においても、同様に性別表示を行うこと

（注） 国の行政機関（20 機関）：北海道管区行政評価局、北海道総合通信局、札幌法務局、函館地方方法務局、旭川地方方法務局、釧路地方方法務局、札幌出入国在留管理局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道厚生局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、北海道地方環境事務所

国の行政機関（20 機関）からの回答内容

- ① 各行政機関のホームページにおいて、庁舎に設置されているバリアフリートイレの性別を文字で記載する。（20 機関）
- ※ 行政機関（ブロック機関等）のホームページにおける改善状況については下表を参照
- ② 合同庁舎連絡会議等の機会をとらえ、入居官署間で調整を図るなどにより、ホームページにおけるバリアフリートイレの性別表示が統一されたものとなるよう努める。（ブロック機関等又はその出先機関が合同庁舎に入居する 18 機関）
- ③ 今後、庁舎内でバリアフリートイレが増設等される場合には、増設されたトイレについてもホームページ上で性別表示を行う。（20 機関）

表 国の行政機関(ブロック機関等)のホームページにおけるバリアフリートイレの性別表示の有無に関する調査結果及び改善状況

番号	行政機関(ブロック機関等)	ブロック機関等が入居する庁舎	性別表示の有無	
			調査結果 (R3. 9. 30 現在)	改善状況 (R4. 1. 21 現在)
1	北海道管区行政評価局	札幌第 1 合同庁舎	無	改善済み
2	北海道総合通信局		無	改善済み
3	札幌法務局		無	改善済み
4	北海道財務局		無	改善済み
5	北海道厚生局		無	改善済み
6	北海道労働局		無	改善済み
7	北海道経済産業局		無	改善済み
8	北海道開発局		無	改善済み
9	北海道地方環境事務所		無	改善済み
10	札幌国税局	札幌第 2 合同庁舎	無	改善済み
11	北海道運輸局		無	改善済み
12	札幌出入国在留管理局	札幌第 3 合同庁舎	無	改善済み
13	札幌高等検察庁		無	改善済み
14	函館地方法務局	函館地方合同庁舎	無	改善済み
15	函館税関	函館港湾合同庁舎	無	改善済み
16	旭川地方法務局	旭川地方合同庁舎	無	改善済み
17	釧路地方法務局	釧路地方合同庁舎	無	改善済み
18	北海道農政事務所	民間ビル	無	改善済み
19	北海道森林管理局	単独庁舎	無	改善済み
20	札幌管区气象台	単独庁舎	無	改善済み

(注) 1 各行政機関のホームページ及び回答内容に基づき、当局が作成した。

2 ブロック機関等が入居する庁舎ごとに整理した。

【利用者に配慮した主な取組（改善事例）】

- ① ホームページのバリアフリー化情報ページにおいて、文字により、分かりやすく性別表示（20 機関）

※ ブロック機関等のほか、出先機関が入居する庁舎に設置されているバリアフリースイールの性別表示についても、既存のバリアフリー化情報ページ等において、改善措置が講じられた。

（例）北海道総合通信局ホームページ（抜粋）

○ 当局におけるバリアフリー化情報

	車いす使用者が利用できる駐車区画があります
	敷地内通路や建物内部に視覚障害者誘導用ブロックがあります
	貸出用車いすがあります
	車いすで利用できるトイレ（男女共用）があります
	オストメイトが利用できるトイレ（男女共用）があります

- ② 全国的に改善された例（全国のブロック機関等のバリアフリースイールについて性別表示（札幌出入国在留管理局））

○ 出入国在留管理庁（本庁）ホームページ（抜粋）

各地方出入国在留管理局及び支局（空港支局除く。）の庁舎におけるバリアフリー化に関する情報は以下のとおりです。なお、いずれの庁舎にもエレベーターが備わっています。

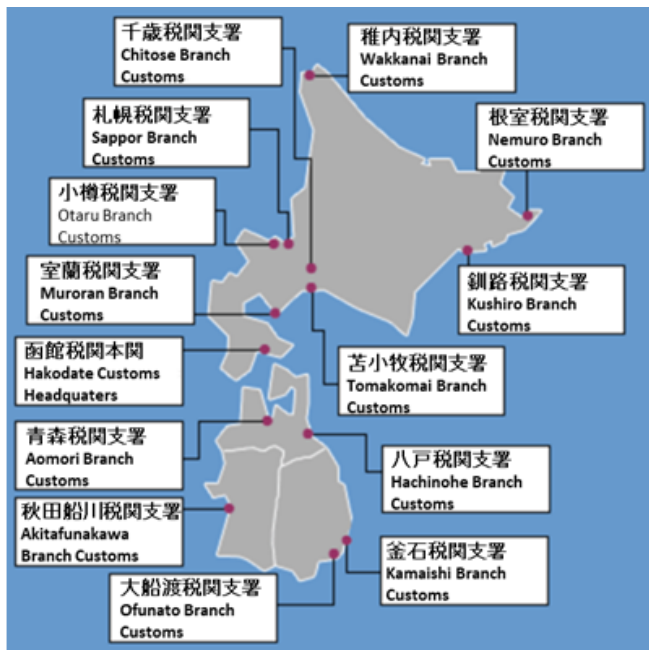
官署	バリアフリー化の情報
札幌出入国在留管理局	＞札幌出入国在留管理局のある札幌第三合同庁舎7階フロアに大きな段差や傾斜はありません。 ＞車椅子で利用可能なバリアフリースイール（男女共用）は庁舎1階（1か所）にあります。 ＞車椅子利用者向け駐車スペースは4台分あり、庁舎玄関は、南側が段差なし、北側がスロープありとなっています。
仙台出入国在留管理局	＞仙台出入国在留管理局のある仙台第二法務合同庁舎（本庁舎）及び同分庁舎のフロアに大きな段差や傾斜はありません。【本庁舎1階審査部門（審判、船舶関係）、分庁舎1階審査部門（在留申請窓口）】 ＞車椅子で利用可能なバリアフリースイール（男女共用）は本庁舎1階と分庁舎1階（各1か所）にあります。 ＞車椅子利用者向け駐車スペースは本庁舎・分庁舎に各1台分あり、庁舎玄関にはスロープがあります。
東京出入国在留管理局	＞庁舎の各フロアに大きな段差や傾斜はありません。 ＞車椅子で利用可能なバリアフリースイール（男女共用）は1階（3か所）、2階及び6階（各1か所）にあります。 ＞車椅子利用者向け駐車スペースは1台分あり、庁舎正面玄関にはスロープがあります。
東京出入国在留管理局横浜支局	＞庁舎の各フロアに大きな段差や傾斜はありません。 ＞車椅子で利用可能なバリアフリースイール（男女共用）は1階（3か所）及び2階（1か所）にあります。 ＞車椅子利用者向け駐車スペースは1台分あり、庁舎玄関に段差はありません。

（注）全国のブロック機関等（計 11 機関）について性別表示

③ 管内の全ての機関のバリアフリー化情報ページを掲載し、性別表示（函館税関）

※ 民間ビル等に入居する機関を除く。

○ 函館税関本関ホームページ（抜粋）



函館税関本関並びに管内の税関支署及び出張所（計 18 機関）について、性別表示を含むバリアフリー化情報ページが新たに掲載された。



（例）函館税関本関のバリアフリー化情報ページ（抜粋）

設備等	バリアフリー情報
駐車場	車いす使用者用駐車場が 1 台分あります。
庁舎玄関	庁舎 1 階玄関は自動ドアです。
エレベーター	障害者対応エレベーターを設置しています。 ※車いす用表示ボタン、手すり、鏡、階数の点字表記あり
庁舎玄関からエレベーターまでの経路	経路の一部に段差のある箇所がありますが、スロープにより移動することもできます。また、経路上には視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。
トイレ	1 階に車いす、オストメイト対応トイレ（男女共用（ <u>オールジェンダートイレ</u> ））を設置しています。

【参考】 入居する庁舎のバリアフリースイートイレ付近に表示板を設置し、文字やピクトグラムにより、分かりやすく性別表示（札幌法務局及び釧路地方法務局）

- 札幌法務局管内の支局等並びに釧路地方法務局管内の北見支局及び中標津出張所において改善された。

① 札幌法務局



(注) 札幌法務局西出張所の例

② 釧路地方法務局



(注) 釧路地方法務局北見支局の例



(注) 釧路地方法務局中標津出張所の例

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域の重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公平な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所で開催
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成員〕

座 長 曾 根 理 之（弁護士）

原 田 伸 一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）

神 谷 章 生（札幌学院大学法学部教授）

宮 脇 淳（北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授）

西 田 史 明（札幌商工会議所理事・事務局長）

星 政 良（北海道行政相談委員連合協議会会長）

平 間 育 子（北海道女性団体連絡協議会会長）

まくみみ北海道



行政相談マスコット
キクン

総務省行政相談センター

（問合せ先）

総務省 北海道管区行政評価局

総務行政相談部 首席行政相談官室 太田、川本

電 話：011-709-1803（直通）

F A X：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp

※ 本資料は、北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/sodan.html>